

令和7年度 茨城空港利用旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城空港発着の航空便(チャーター便を含む。)を利用した募集型企画旅行の参加者募集に当たり、一定の条件を満たすパンフレット等の作成や新聞・雑誌等への広告を掲載する旅行会社等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、茨城空港の利用促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の条件のすべてを満たすパンフレット、チラシ等の印刷物(以下「パンフレット等」という。)の作成もしくは広告掲載を行う旅行会社等とする。

- (1) 茨城空港発着の航空便を利用する募集型企画旅行商品の参加者を募集するためのものであること。
- (2) パンフレット等においては1,000部以上を作成・配布すること。
- (3) 広告については新聞・雑誌・Web 広告等広く一般に発行されている媒体に掲載されるものであること。なお、Web 広告においては別表1の要件を満たす場合のみ対象とし、自社のホームページや宿泊予約サイト等への情報掲載は対象外とする。

(助成の期間)

第3条 助成の対象は、パンフレット等においてはこの要綱施行の日から令和8年3月31日までに納品完了されるものであること、また広告においてはこの要綱施行の日から令和8年3月31日までに発行される新聞・雑誌等に掲載されるものとする。

なお、出発日が、令和7年7月1日から10月31日及び令和8年の同期間に設定される旅行商品は、交付対象外とする。ただし、茨城空港における運航路線に変更があった場合は新たに定めるものとする。

(対象経費)

第4条 助成対象経費は、パンフレット等の作成及び広告の掲載に要する以下の経費とする。

- (1) パンフレット等の作成に要する経費とは、パンフレット等の企画デザイン及び印刷に係る経費とし、パンフレットの送料・梱包料等は含まない。
- (2) 広告の掲載に要する経費とは、広告の企画デザイン及び掲出に係る経費とする。

(助成の額)

第5条 助成対象経費に対する助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。

ただし、往路又は復路について茨城空港以外の空港を利用する場合、別表2に定める金額の半額を助成限度額とする。

(交付申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を、助成対象となるパンフレット等の納品完了後もしくは広告の掲載後14日以内に、茨城空港利用促進等協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(交付決定及び支払)

第7条 会長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、速やかに内容を審査のうえ、交付すべき助成金の額を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により助成対象事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により交付決定したときは、その日から起算して15日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

Web 広告については、以下の要件を満たす場合のみ対象とする。

掲載媒体	掲載基準等
Google、Yahoo!等の検索エンジンにおけるディスプレイ広告	1 日あたりの表示回数 100,000 回以上または 1 日あたりのクリック率 0.4%以上

別表2(第5条関係)

区分		助成率	助成限度額
茨城空港発着の旅行商品のみ掲載しているパンフレット等または広告		1／3	100,000 円
茨城空港発着以外の旅行商品も掲載しているパンフレット等または広告	茨城空港を往復利用した旅行商品の掲載面積及び茨城空港のPR 面積の合計が、パンフレット等または広告の全面積 1 0 分の 1 以上	1／10	50,000 円

※千円未満の額は切捨てとする。